

# 島根地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府原子力災害対策担当室  
島根地域ワーキングチーム

1. 島根地域の概要 P.3
2. 緊急事態対応体制 P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応 P.16
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応 P.25
5. UPZ圏内における対応 P.39
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P.52
7. 緊急時モニタリングの実施体制 P.62
8. 緊急被ばく医療の実施体制 P.68
9. 国の実動組織の支援体制 P.75

# 1. 島根地域の概要

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 島根県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は松江市、UPZ圏内は島根県4市、鳥取県2市にまたがる。

まつえし



※図は必ずしも区域を厳密に示したものではありません

※1 島根県地域防災計画(平成26年3月)附属資料  
 ※2 上記※1及び鳥取県広域住民避難計画(平成26年3年)

## <5km圏内>

**PAZ**(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone  
 ⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

まつえし

**1市(松江市)住民 10,734人※1**

## <5～30km圏内>

**UPZ**(緊急時防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Zone  
 ⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

**6市(島根県4市、鳥取県2市)**

まつえし いずもし やすぎし うんなんし

(松江市、出雲市、安来市、雲南市、  
 よなごし さかいみなとし  
 米子市、境港市)

**住民数: 464,867人※2**

➤ 平成24年12月現在のPAZ圏内人口は10,734人、UPZ圏内人口は380,302人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で391,036人。

関係市町名	PAZ圏内		UPZ圏内						合 計	
	(5km圏内)		(5～10km圏内)		(10～20 km圏内)		(20～30km圏内)			
まつえ し 松江市	10,734	人	72,376	人	122,160	人	1,223	人	206,493	人
	4,218	世帯	?	世帯	?	世帯	?	世帯	86,133	世帯
いずも し 出雲市			833	人	29,700	人	88,771	人	119,304	人
			?	世帯	?	世帯	?	世帯		世帯
やすぎ し 安来市						人	35,783	人	35,783	人
						世帯	?	世帯		世帯
うんなん し 雲南市					1,193	人	28,263	人	29,456	人
					?	世帯	?	世帯		世帯
よなご し 米子市							37,872	人	37,872	人
						未確認	10,531	世帯	10,531	世帯
さかいみなとし 境港市					8,978	人	26,981	人	35,959	人
					3,711	世帯	11,504	世帯	15,215	世帯
合 計	10,734	人	73,209	人	162,031	人	218,893	人	464,867	人
		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯

※平成24年11月現在

# 昼夜間人口（就労者等）の状況

まつえし

- 昼夜間比率により、昼夜間人口を推計すると松江市の昼間人口約216,115人、夜間人口約208,613人となり、昼間人口が約7,502人多い。（平成22年国勢調査）
- 平成24年度経済センサス調査データによると、PAZ圏内（5km）365事業所、約3,900人が就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。←未確認

まつえし	昼間人口(人)	夜間人口(人)	差引増△減(人)
松江市	216,115	208,615	7,502

PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
鹿島町	237	2,878
島根町大芦	46	309
上佐陀町	4	7
下佐陀町	8	28
西生馬町	15	275
古志町	13	119
西谷町	4	7
荘成町	2	2
東長江町の一部	28	293
西長江町の一部	8	22
<b>合 計</b>	<b>365</b>	<b>3,940</b>

## 2. 緊急事態対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※3) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

